

【修文の凡例】

—— は原案の削除箇所  
赤字 は原案の追記箇所

む こ がわ  
武庫川流域総合治水推進計画(仮称)※  
【県原案】 ※  
〔7月12日時点修正案〕

注 1) 本修正案は、「武庫川水系河川整備計画（原案）等の修文整理表」での整理をもとに修文した頁を抜粋した資料である。

注 2) 各修正箇所の右側に赤字で示した番号は、修文整理表で記載している整理番号と対応している。

武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)

※標記の計画は、今後制定する「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流域市によって設置される「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」において策定を予定している。

ここに示した【県原案】は、河川整備計画(原案)審議に関連するため、兵庫県が、流域市の意見を踏まえて、作成したものである。

## 第4章 浸水被害の拡大を防止するための措置に関する事項（減災対策）

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で河川の流下能力以上の洪水が発生し、河川から洪水が溢水して、沿川の住民や家屋等に被害が生じた場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を図る必要がある。

流域市と協力し住民に直接的に働きかけて、水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知啓発、洪水時の避難に必要な河川情報の提供など、水害時の被害を小さくする減災対策を次の4項目を柱として推進する。

減災対策の推進にあたっては、県・流域各市の地域防災計画を踏まえて実施する。

### 1 水害リスクに対する認識の向上（知る）

水害リスクに対する認識の向上を図るため、減災対策をモデル的に進める地区を設定し、ハザードマップを基に我がまちを歩く体験型講座を行い、住民が水害リスクを知る機会を多く提供していく。更に住民が理解できるハザードマップを作成、その内容を広く伝える地域防災の担い手を育成するなど、平常時から住民の防災意識の向上に努める。

#### (1) 水害リスクを知る機会の提供

県及び市は、ハザードマップなどを活用しながら、我がまちを歩く体験型講座を開催するなど、住民が水害リスクを知る機会を数多く提供するよう努める。

#### (2) 水害リスクを知るツールの整備

県及び市は、外水による堤防の決壊や溢水を対象としたハザードマップに加えて、内水被害も考慮するなど、住民が水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップに改良、強化を図ることを検討する。

また、県はCGハザードマップで整備してきた映像等を今後も継続して公開していくが、市はこれらの映像等の活用方法について検討し活用する。

#### (3) 防災の担い手となる人材の育成

県及び市は、行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。住民が災害時にとるべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講座、ひょうご防災カレッジ等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。

特に武庫川に関心が高い人材を発掘し、減災に関する地域活動に主体的に関わることができる防災の担い手の育成を図る。

また、行政の担当職員も武庫川の水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。

} 19